※※※

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第　１　条　　当会社は、株式会社アイダ設計と称し、英文では、Aida　Sekkei Co.,　Ltd.　と表示する。

（目　　的）

第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．建築一式工事、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事の請負、施工、設計、監理およびコンサルタント
２．土地の測量および造成、土地建物の売買、交換、仲介、貸借、管理、鑑定およびメンテナンス
３．木材の販売ならびに製材
４．建築資材、住宅機器・設備、インテリア用品、家具および照明器具の仕入・販売ならびに輸出入に関する業務
５．広告代理業
６．印刷業
７．自動車および建設機械、フォークリフトの整備業
８．新・中古自動車および部品・付属品の販売
９．自動車管理の請負業務
１０．生命保険の募集に関する業務
１１．損害保険の代理業
１２．液化石油ガス販売の斡旋
１３．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　３　条　　当会社は、本店を埼玉県上尾市に置く。

（公告方法）

第　４　条　　当会社の公告は、電子公告とする。

２.やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　５　条　　当会社の発行可能株式総数は、７６,８００,０００株とする。

（自己株式の取得）

第　６　条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　７　条　　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第　８　条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第　９　条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

（株式取扱規程）

第　１０　条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　　集）

第　１１　条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　１２　条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第　１３　条　　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第　１４　条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第　１５　条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第　１６　条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議　事　録）

第　１７　条　　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第　１８　条　　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第　１９　条　　当会社の取締役は１５名以内とする。

（取締役の選任）

第　２０　条　　取締役は、株主総会の議決によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第　２１　条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第　２２　条　　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２．取締役会はその決議によって、取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第　２３　条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第　２４　条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第　２５　条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第　２６　条　　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第　２７　条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第　２８　条　　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第　２９　条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第　３０　条　　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第　３１　条　　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任）

第　３２　条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第　３３　条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第　３４　条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第　３５　条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第　３６　条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第　３７　条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第　３８　条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第３９条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

(会計監査人の設置)

第４０条　当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第４１条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第４４条　当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であった者を含む)の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第　４５　条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第　４６　条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第　４７　条　　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月３０日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第　４８　条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

（附則）

第　１　条　　定款第３条（本店の所在地）の変更は、第45回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

２０２４年 ６ 月２７ 日　改定

２０２４ 年　 ６ 月　２７　日
当会社の定款の写しに相違ないことを証明いたします。

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目２８６番地
株式会社　　アイダ設計
代表取締役　　會田　　貞光